

↓ ② 避難退域時検査会場 → 原子力防災研修等

訓練終了（バスに乘車し彦名地区へ）

↓

解 散

平成27年度境港市原子力防災訓練実施要領（案）

1 目的

原子力防災体制の見直しに合わせ、原子力緊急時における防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図るとともに、より実態に即した住民避難訓練を実施し、境港市広域住民避難計画等の検証と実効性の継続的向上を図ることを目的とする。

2 主要訓練項目

- (1) 多様な避難手段の検証
- (2) 新たに示された国マニュアルに基づく避難退域時検査の実施及び検証
- (3) 職員の原子力防災業務の習熟

3 実施日時

- (1) 初動対応訓練等 平成27年10月23日（金）午前9時00分～午後3時00分
- (2) 住民避難訓練等 平成27年10月25日（日）午前7時00分～午後2時00分
※訓練により時間は異なる。

4 実施場所

境港市役所、一時集結所（公民館等）、避難退域時検査会場（伯耆町 B&G 海洋センター）、島根県原子力防災センター（オフサイトセンター）、原子力防災講座会場（伯耆町農村環境改善センター）等

5 主催

鳥取県側：鳥取県、米子市、境港市

島根県側：島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市

6 参加（予定）機関等

- (1) 訓練参加（予定）機関
訓練項目ごとに設定する。
- (2) 訓練参加（予定）者数
訓練項目ごとに設定する。

7 訓練内容（詳細は各訓練の実施要領に記載）

- (1) 災害対策本部等運営訓練（初動対応訓練）
- (2) オフサイトセンター訓練
- (3) 住民・避難行動要支援者避難訓練
- (4) 緊急被ばく医療活動訓練（安定ヨウ素剤配送訓練）
- (5) 学校等への情報伝達訓練

8 訓練評価等

- (1) 訓練評価

訓練参加者に対し、アンケートを実施する。

(2) 訓練の振り返り

後日、訓練全体及び機能別の訓練振り返りを行い、課題を抽出する。

9 訓練実施規定

(1) 服装

ア 訓練参加者

防災服を基本とし、屋外においては防護服及びマスクを着用する。

イ 訓練参加住民

防護の服装（長袖・長ズボンを基本とし、マスク、帽子、カッパの着用）とする。

また、履物は動きやすいもの（サンダル、下駄等は不可）とする。

※マスク、カッパを持参しない住民に対しては、配布する。

(2) 訓練の中止

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止する。

災害対策本部等運営訓練（初動対応訓練）実施要領（案）

1 目的

鳥取・島根両県及び関係6市が合同で、島根原子力発電所におけるトラブル通報から、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」）第10条、第15条等、各段階における各関係機関等との連携及び初動対応を確認する。

2 主要訓練項目

- (1) 災害対策本部等の運営
- (2) 通信連絡訓練

3 実施日時

平成27年10月23日（金）時間調整中（TV会議は11時～11時30分予定）

4 実施場所

境港市役所 第一会議室

5 参加（予定）機関等

- (1) 訓練参加（予定）機関
境港市、境港消防署、境港警察署
※テレビ会議接続先として、以下の機関
島根原子力防災センター（オフサイトセンター）、2県6市 等
- (2) 訓練参加（予定）者数
未定
※テレビ会議接続先の参加者は他機関の計画による。

7 訓練内容

- (1) 訓練想定
2県6市が同一想定で実施する。シナリオ（案）については、調整中。
- (2) 災害対策本部会議の運営
警戒事態発生時の初動対応から全面緊急事態（原災法第15条：緊急事態宣言）、避難指示伝達までを主要段階ごとに、各防災機関における対応の手順の確認と、関係機関との通信連絡訓練を行う。
- (3) TV会議等の実施
2県6市の首長及びオフサイトセンターを接続してのTV会議を開催する。
- (4) リエゾンの受入
市災害対策本部に境港消防署、境港警察署から代表者の出席を要請し、関係機関調整会議を実施する。

オフサイトセンター訓練実施要領（案）

1 目的

島根県原子力防災センターに職員を派遣し、原子力災害対策に必要な情報を共有するとともに、原子力災害合同対策協議会等の活動を行うことで現地対応能力の強化を図る。

2 主要訓練項目

- (1) 原子力災害対策に必要な情報の共有
- (2) 関係機関との調整メカニズムの構築
- (3) 現地対応能力の強化

3 実施日時

平成27年10月23日（金） 午前9時00分～午後3時00分

4 実施場所

島根県原子力防災センター

5 参加（予定）機関等

- (1) 訓練参加（予定）機関
境港市、鳥取県、米子市、島根県及び島根県内4市、原子力規制庁、その他オフサイトセンター参集予定機関 等
- (2) 訓練参加（予定）者数
境港市から職員（人数未定）を派遣する。
他機関は各計画による。

6 訓練内容

- (1) 訓練想定
2県6市が同一想定で実施する。シナリオについては調整中。
- (2) 要員派遣訓練
原子力災害対策に必要な情報を共有するために、オフサイトセンターに職員を派遣。先遣隊による設置運営及び本隊到着後の活動引継ぎを行う。
- (3) 初動対応活動等訓練
オフサイトセンターの各班（チーム）において、状況に応じた情報の収集・伝達を行い、必要に応じて市災害対策本部等に指示を出すなど、オフサイトセンター設置における初動対応からの一連の流れについて、手順の確認を行う。
- (4) 原子力災害合同対策協議会等運営訓練
原災法第10条の通報を受け、原子力防災専門官が中心となり初期対応を開始し、オフサイトセンターに集結した防災関係機関相互における情報の共有を図るため、現地事故対策連絡会議を開催するとともに、オフサイトセンターと設置した災害対策本部との間で情報を伝達する。
原災法15条の該当事象通報を受け、原子力災害合同対策協議会を開催し、情報の共有や活動の調整等を行う。

(5) 情報伝達訓練

市災害対策本部等とオフサイトセンター間で原子力防災ネットワークの TV 会議システム、電話・FAX 等を使用した情報伝達訓練を行う。

住民・避難行動要支援者避難訓練実施要領（案）

1 目的

バス及び多様な避難手段による住民及び避難行動要支援者の避難訓練を一連の状況下で実施することにより、広域住民避難計画等の実効性を向上させるとともに、避難の手順等の検証を図る。

2 主要訓練項目

- (1) 多様な避難手段の活用
- (2) 避難計画の実効性向上

3 実施日時

平成27年10月25日（日）午前8時00分～午後1時00分

4 実施場所

一時集結所（公民館等）、避難退域時検査会場（伯耆町B & G海洋センター）、原子力防災講座会場（伯耆町農村環境改善センター）、鳥取県済生会境港総合病院、航空自衛隊美保基地、境港市役所

5 参加（予定）機関等

- (1) 訓練参加（予定）機関

境港市、境港市自治連合会、西日本旅客鉄道株式会社西日本米子支社、陸上自衛隊第8普通科連隊 等

- (2) 訓練参加（予定）者数

住民約150名

6 訓練内容

- (1) 住民避難訓練

- ① 住民への広報・情報伝達

市は、住民に対し、防災行政無線放送により避難開始を伝達する。

住民は、住民避難広報訓練に合わせて、徒歩で一時集結所に集合する。

- ② 安定ヨウ素剤服用訓練

職員は、一時集結所で安定ヨウ素剤の保管庫を開錠し、避難者に安定ヨウ素剤の提供（模擬）を行うとともに、資料に基づき服用説明を行う。

質疑等については、避難退域時検査会場において受け付ける。

- ③ 多様な避難手段による住民避難

地区別で、バスやJR等の多様な避難手段を活用し、避難退域時検査会場まで避難訓練を実施する。

- ④ 避難退域時検査

住民避難に引き続き、避難退域時検査会場における受付、検査・除染・健康相談等を実施する。

- ⑤ 原子力防災講座

原子力防災講座会場に移動し、放射線の基礎、放射線量測定の実技など原子力防災講座を受講する。（講師未定）

（２）避難行動要支援者避難訓練

- ① 在宅の避難行動要支援者（模擬訓練）
 - ・リヤカーや車いすを利用し、介助者の支援のもと一時集結所に集合。
 - ・速やかな退避が必要な事態となったと想定し、一時集結所から自衛隊車両で美保基地に搬送後、自衛隊ヘリコプターにより避難退域時検査会場まで搬送する。
 - ・逃げ遅れた住民・要支援者は自衛隊トラックにより避難退域時検査まで搬送。
 - ・避難退域時検査を受ける。
 - ・同地区の住民避難訓練参加者と合流し、原子力防災講座を受講する。
- ② 在宅の傷病者（模擬訓練）
 - ・傷病者及び支援者を自衛隊の救急車により初期被ばく医療機関（鳥取県済生会境港総合病院）に搬送し、スクリーニング及び簡易除染を受ける。
 - ・二次被ばく医療機関（鳥取大学医学部付属病院）に搬送し、内部被ばく量の確認及び必要な治療を受ける。
 - ・医療機関から自衛隊車両又は県車両で原子力防災講座会場に送迎し、同地区の住民避難訓練参加者と合流し、原子力防災講座を受講する。
- ③ 高齢者施設訓練
 - ・市は、避難指示を伝達する。
 - ・高齢者施設の原子力災害避難計画（マニュアル）に沿った訓練を実施する。

【住民参加予定数及び避難手段】

訓練分類	避難手段	地区名				公募
		渡	境	上道	誠道	
住民避難訓練	バス	30			30	10 地区へ 合流
	バス+JR		20	30		
避難行動要支援者 避難訓練	自衛隊車両 +ヘリコプター	6	6	6	2	/
	自衛隊トラック		10			
被ばく医療訓練 (在宅の傷病者役)	自衛隊車両				2	

※公募は、市報9月号で募集する。応募者は各地区住民と行動を共にする。

※JRによる避難について、誠道地区は平成26年度、渡地区は平成25年度に実施しているため、境地区と上道地区を当てている。

※自衛隊トラックは負荷が大きいため、若い参加者を乗せるようにする。

緊急被ばく医療活動訓練実施要領（案）

【安定ヨウ素剤】

1 目的

安定ヨウ素剤の調剤拠点薬局（市内3カ所）から、一時集結所に安定ヨウ素剤の水剤を搬送する訓練を実施して、調剤拠点薬局との連携を強化するとともに、調剤及び配送手順の習熟と効率化を図る。また、一時集結所において、服用説明を実施する。

2 主要訓練項目

- (1) 安定ヨウ素剤の調剤、輸送
- (2) 安定ヨウ素剤服用に係る住民説明

3 実施日時

平成27年10月25日（日）時間未定

4 実施場所

調剤拠点薬局、一時集結所

5 実施機関

境港市、調剤拠点薬局

6 参加（予定）機関等

- (1) 訓練参加（予定）機関
境港市、調剤拠点薬局、鳥取県、一般社団法人鳥取県薬剤師会
- (2) 訓練参加（予定）者数
未定

7 訓練内容

- (1) 調剤指示伝達訓練
安定ヨウ素剤（水剤）の調剤指示の伝達訓練及び安定ヨウ素剤（乳幼児用液剤）の調剤指示の伝達訓練を実施する。（県⇒市、薬剤師会等）
- (2) 調剤訓練
調剤拠点薬局で調剤訓練を行う。
- (3) 調剤した薬剤の一時集結所への配送訓練
調剤した安定ヨウ素剤（水剤）を市職員が一時集結所に配送する。配送にかかった時間を記録する。
- (4) 服用説明
一時集結所において安定ヨウ素剤の服用説明を実施する。
※ 調剤指示・調剤・配送訓練とは連動せず、住民避難訓練時に行う。

学校等の避難訓練実施要領（案）

1 目的

学校、保育園、幼稚園での緊急時の通信連絡手順、屋内退避及び避難手順を確認し、原子力災害時における児童・生徒等の安全確保対策の円滑な実施を図る。

2 主要訓練項目

- (1) 市と学校等間における通信連絡手順の確認
- (2) 学校等における原子力防護措置等の手順の確認

3 実施日時

平成27年10月25日（日）及び他の日程にて調整中

4 実施場所

境港市役所、市内小中学校、保育園、幼稚園、認定こども園

5 実施機関

境港市、市教育委員会、市内小中学校、保育園、幼稚園、認定こども園

6 参加（予定）機関等

- (1) 訓練参加（予定）機関
境港市、市教育委員会、市内小中学校、保育園、幼稚園、認定こども園
- (2) 訓練参加（予定）者数
未定

7 訓練内容

- (1) 通信連絡訓練
原発事故が原子力災害対策特別措置法第10条に該当するに至った時点で、市災害対策本部では休校・休園することを決定し、文教対策部及び福祉保健対策部から各小・中学校、保育園、幼稚園、認定こども園に、その旨を伝達する通信連絡訓練を行う
- (2) 屋内退避訓練等
学校等では通信連絡訓練を受け、屋内退避、保護者への連絡等の手順確認を行う。

平成 2 8 年度 内閣府原子力防災重点施策

平成 2 7 年 8 月
内閣府政策統括官（原子力防災担当）

平成 28 年度原子力防災対策の概算要求、機構・定員要求における重点分野

(注) ・() 内は、平成 27 年度当初予算額

1. 地域防災計画・避難計画の具体化・充実化支援

内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、平成 25 年 9 月の原子力防災会議決定に基づき、原子力発電所が立地する 13 地域を対象に地域原子力防災協議会を設置し、関係省庁と自治体で一体となって、地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を進めているところ。

地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を進めるため、自治体が行う防災活動に必要な放射線測定器、防護服等の資機材の整備の支援などを行う。特に、具体化されつつある立地道府県等の地域防災計画・避難計画において、緊急性、重要性が非常に高い要援護者施設の放射線防護対策の実施や、平成 27 年 8 月の原子力災害対策指針の改定に沿った原子力災害医療体制の整備等に重点を置く。

また、自治体での防災訓練の実施などによる緊急時対策の高度化・普及等を支援する。特に、緊急時の体制強化に資する防災訓練の実施や、先進的防護体制構築のためのモデル事業を支援する。

【主な予算要求事項】

単位：百万円

・原子力発電施設等緊急時安全対策交付金	25,679(12,170)
（内訳）	
・緊急時連絡網整備等事業	1,543(1,595)
・防災活動資機材等整備事業	20,696(6,858)
（要援護者施設の放射線防護対策の実施、原子力災害医療体制の整備を含む）	
（うち 5,578 百万円は新しい日本のための優先課題推進枠）	
・緊急時対策調査・普及等事業	2,286(2,112)

2. 原子力防災に関する国際的な連携体制の構築

オフサイトの原子力防災に関しては、国際原子力機関（IAEA）等の国際機関や諸外国においても様々な取組や議論が行われており、我が国の原子力防災の水準の向上のためにも、その先進的な知見を取り入れて行くことが必要である。

具体的には、各国の原子力防災を担当する部局と連携体制を強化して定期的な意見交換を行うとともに、多国間訓練に参加する等により、原子力防災に関する国際的な知見・経験の共有等を推進する。また、オフサイトの原子力防災に関する IAEA の基準等や主要な原子力発電利用国の制度・運用の調査・研究を行う。

【主な予算要求事項】

単位：百万円

- ・海外制度等調査事業等

50(新規)

【主な機構・定員要求事項】

- ・原子力防災に関する国際的連携体制の強化

3. バス運転業務者等への研修の実施

原発立地地域における緊急時対応を確実なものとするためには、原子力災害時にオフサイトで防災業務を行う方々に、原子力防災に関する知識等を身に付けていただくことが必要である。

そのため、地方公務員職員やバス運転業務者等の民間企業従業員に対して行う、原子力防災能力の向上のための研修を実施する。

【主な要求事項】

単位：百万円

- ・原子力防災基礎研修委託事業

200（新規）

（バス運転業務者等研修委託事業を含む）

原子力発電施設等緊急時安全対策交付金 平成28年度概算要求額 256.8億円(121.7億円)

資料7-2

事業の背景・内容

○事業の背景と必要性

平成24年10月に原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針等に基づき、原子力発電施設等の周辺地域住民に係る原子力防災対策を強化する必要があります。

○事業の内容・実施項目

本事業の柱となる以下の4事業により、地方自治体(※)が行う原子力防災対策を支援します。

(※)原子力発電所については、UPZ30km圏内の道府県

① 緊急時連絡網整備等事業

立地道府県等と所在市町村等を結ぶ緊急時連絡網等の維持・管理に要する費用を支援します。

② 防災活動資機材等整備事業

放射線測定器の防災資機材や原子力災害医療体制の整備、要援護者のための放射線防護対策施設整備など地域防災体制の充実・強化に要する費用を支援します。

③ 緊急時対策調査・普及等事業

広域避難訓練、住民防護措置支援のための講習・研修事業、原子力災害医療体制の整備に係る研修等費用、先進的防護体制構築のための実証事業、緊急時対応付帯条項付防災訓練等委託、安定ヨウ素剤の事前配布に係る周辺住民に対する説明会等の実施に要する費用を支援します。

④ 緊急事態応急対策等拠点施設整備事業

緊急事態応急対策等拠点施設(オフサイトセンター)に係る整備等を支援します。

事業のスキーム



定額を交付

立地道府県等

具体的な成果イメージ



原子力防災基礎研修事業委託費 平成28年度概算要求額 2.0億円(新規)

<事業の背景・必要性>

- 原子力災害対策への確実な対応が求められていること等を踏まえ、原子力防災業務に従事する地方公共団体職員等の防災能力の向上を図り、地域の原子力防災体制の充実・強化を図る必要があります。

<事業の内容・実施項目>

- 原子力災害時において、原子力防災業務に従事する自治体等職員、住民等の輸送を担うバス運転業務者等民間企業従業員について、原子力防災研修を実施することにより、原子力防災に係る基礎知識・能力の定着を図ります。

①自治体職員等向け研修

【対象者】原子力施設立地道府県等の自治体職員等
【実施項目】放射線の基礎、放射線測定器の取扱い、指針等に基づいた住民防護の考え方 等

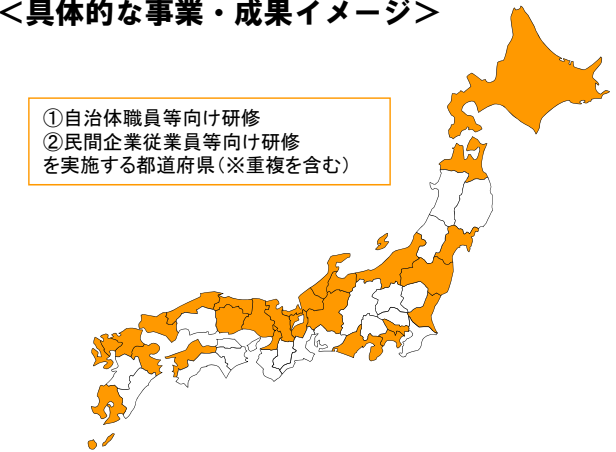
②民間企業従業員等向け研修

【対象者】災害時に住民等の輸送を担うバス運転業務者等民間企業従業員等
【実施項目】放射線の基礎、放射線測定器の取扱い 等

- 研修結果や最新の制度改正等を踏まえて、研修テキストの改訂を実施します。

<具体的な事業・成果イメージ>

- ①自治体職員等向け研修
- ②民間企業従業員等向け研修を実施する都道府県(※重複を含む)



▲自治体職員等向け研修(平成26年度実施)

<事業のスキーム>



委託

民間企業
民間団体等